

横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 申請書

横浜市長



【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者

フリガナ 氏名		性別	申請日 令和 年 月 日
			生年月日 昭和・平成 年 月 日
現住所		電話番号	
〒 横浜市 区		()	

* 記名押印に代えて署名することができます。

2. 児童扶養手当の認定状況

私は、横浜市で児童扶養手当の認定を受けています。(全部支給停止の方も含みます。)
⇒ 証書番号を記入してください。

証書番号							

- 令和2年度の現況届から世帯構成に変更がない方、又は、世帯構成の変更を以前に横浜市に届け出ている方
- 令和2年度の現況届から、世帯構成に変更があり、届出を行っていない方

⇒ 裏面の記入は不要です。

⇒ 裏面の記入が必要です。
(変更箇所のみ現在の状況を記入してください。)

私は、児童扶養手当の認定を受けていません。
⇒ 裏面の記入が必要です。

【誓約・同意事項】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、必要に応じて関係書類を提出すること、及び横浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書及び申立書等の申請書類の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。
- この申請は、給付金の支給に対してのみ行うもので、他の手当等の支給決定に影響を及ぼすものではありません。児童扶養手当の支給に係る申請又は各届出に係る書類は改めて提出し、審査を受けることを同意します。

以下の方は、裏面も記入してください。

注意

- 前述の「2. 児童扶養手当の認定状況」で、
 「私は、児童扶養手当の認定を受けていません。」とチェックした方
 「私は、横浜市で児童扶養手当の認定を受けています。」にチェックし、世帯構成に変更があり、その旨を横浜市に届け出ている方

※横浜市使用欄(ここから下には記入しないでください)

連絡事項	区: 担当:	前住所地での受給有無	無	有
不足書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 収入申立書(本人・扶養義務者) <input type="checkbox"/> 所得申立書(本人・その他) <input type="checkbox"/> 公的年金等の受給が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他申立書()			

3. 監護等児童

申請日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記入してください。
(監護する児童が6名以上いる場合には、申請書を2枚使用してください。)

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別 ※
1					平成・令和 年 月 日	
2					平成・令和 年 月 日	
3					平成・令和 年 月 日	
4					平成・令和 年 月 日	
5					平成・令和 年 月 日	

- ・「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護しかつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
- ・18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童又は令和3年4月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
- ・「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認させていただく場合があります。

※ 児童と別居している場合には、別途「別居監護申立書」を提出してください。

4. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者※等がある場合は記入してください。(記入人数が4名以上いる場合には、申請書を2枚使用してください。)

※扶養義務者とは申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

5. 児童扶養手当の支給要件

申請日時点での児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

支給要件		別途、提出が必要な申立書
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童	婚姻(法律婚)解消の申立書
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童	婚姻(事実婚)解消の申立書
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童	配偶者等との死別に関する申立書
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童	配偶者等の障害に関する申立書
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童	配偶者等が生死不明であることの申立書
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	配偶者等による遺棄申立書
<input type="checkbox"/>	父または母が配偶者暴力防止法による保護命令を受けた児童	配偶者暴力防止法による保護命令申立書
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	配偶者等の拘禁状況申立書
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童	未婚のひとり親に関する申立書

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 金融機関口座 ※申請者の口座のみとします。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	普通		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。